

「県税の広報活動に関するアンケート」の実施報告について

税務政策室が実施しました「県税の広報活動に関するアンケート」の結果を下記のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

アンケートにご協力いただきました e - モニターの皆様に改めてお礼申し上げます。

なお、アンケートの内容及び集計結果については、e - モニターのホームページ（下記リンク先）をご覧ください。

<http://www.e-kocho.pref.mie.jp/monitor/?a=top;enquete>

アンケート概要

1 実施期間

2012年1月12日（木）～2012年1月31日（火）

2 意見募集の結果

対象者数 1,588名

回答者数 1,054名

回答率 66%

3 回答者属性

< 性別 >

| | 男性 | 女性 |
|------|-----|-----|
| 回答者数 | 583 | 471 |
| 構成比 | 55 | 45 |

< 年齢層別 >

| | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳以上 |
|------|------|------|------|------|------|-------|
| 回答者数 | 93 | 227 | 279 | 236 | 159 | 60 |
| 構成比 | 9 | 22 | 26 | 22 | 15 | 6 |

< 地域別 >

| | 北勢 | 中南勢 | 伊勢志摩 | 伊賀 | 東紀州 |
|------|-----|-----|------|----|-----|
| 回答者数 | 538 | 288 | 113 | 86 | 29 |
| 構成比 | 51 | 27 | 11 | 8 | 3 |

アンケート結果について

Q1 県税に関する情報源について

皆さんが県税に関する情報を何から得られることが多いかについて伺いました。最も多かった広報媒体は「県政だよりみえ」で79.6%でした。次いで、「納税通知書に同封のお知らせ」(25.5%)、「新聞」(21.4%)となりました。

Q2 特に広報すべき項目について

この設問については、「県税の使い途について」が78.1%と多数となり、次いで「県が取り組んでいること」(40%)、「県税のあらましについて」(36.9%)という結果でした。

Q3 滞納者への対応について

県が、滞納者に差押などの厳しい態度で臨んでいることをご存じかどうか伺ったところ、60.1%の方が「知っていた」とお答えになりました。

県では、納める資力がありながら納付しようとしなない滞納者に対しては、既に納付しただけの方との公平性を保つためにも、積極的に滞納処分を行っています。

例えば、自動車税を納期限までに納めていただけなかったには、督促状等を送付し、自主納税を促しますが、再三にわたる催告を行っているにもかかわらず、納付意思を示さない滞納者で、財産が判明したものに対しては、預金や売掛金などの債権のほか、不動産、自動車などを差し押さえ、インターネット公売で売却し、その代金を滞納している税金に充てています。

平成22年度差押件数(平成22年4月から平成23年3月末まで)...5,586件
「県税のページ」でもご紹介していますので、ご覧ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/nouzei/sashiosae.htm>

Q4 県税差押強化月間について

県が、毎年度12月・1月を「県税差押強化月間」として取り組んでいることをご存じかどうか伺いました。「知っていた」とお答えになった方は10.7%となり、昨年度より1.7ポイント増加しました。

県では、差押強化月間で集中的に差押えを行い、滞納の一掃を図っています。

Q5 その他

県税や県税事務所へのご意見を伺いました。

多くのご意見をいただきありがとうございました。主な意見とそれに対する県の意見・考え方を次のとおり取りまとめました。

(1)「県税の広報」については特に多くのご意見をいただきました。

「使い途をわかりやすく広報してほしい」、「使い途を詳しく公表してほしい」というご意見を特に多くいただきました。「納税義務のPRをもっとすべき」、「滞納者への取組内容をもっとアピールしては」とのご意見もいただきました。

(2)「滞納整理」に関してのご意見も多くいただきました。

「滞納者に対して、もっと厳しく対処してほしい」との思いをお持ちの方が多数でした。また、「公平な税の徴収を」との声も多くありました。一方で、「生活上、困難である人に対しては善処を」というご意見もありました。

納期限までに納税されなかった場合、督促状を送付し、その後文書等による催告を行っても納付いただけないときは、財産状況を調査の上、預金や売掛金などの債権の他、不動産、自動車などを差し押さえています。差し押さえた物件はインターネット公売を行うなどして換価し、その代金を滞納している税金に充てていきます。

納期限内に納税していただいた方との公平・公正を保つ観点からも、今後も引き続き、滞納者に対しては厳正な対応をしてまいります。

また、県税事務所では、財産の保有状況、滞納の状況、納税者との公平性を著しく損なわないこと等を勘案のうえ、納付計画等を具体的に相談させていただいております。

(3)「県税の使途」についてのご意見もいただきました。

主なご意見は、「無駄をなくしてほしい」、「大切に、有効に活用してほしい」というものでした。

なお、県税の使途については、(4)をご参照ください。

(4)そのほかにも、下記のようなご意見やご要望等をいただきました。それらについての県の考え方は以下のとおりです。

「県税の使い途を教えほしい。」

〔回答〕

平成24年度当初予算(一般会計)額(案)は約6,693億円です。そのうち県税の占める割合は、30.9%(2,067億)となっており、県の貴重な自主財源となっています。

なお、県税は、その収入の使いみちが特定されているかいないかによって、普通税と目的税に分かれています。

使いみちが特定されている税金を目的税といい、三重県の場合は、狩猟税と産業廃棄物税の2種類があります。

狩猟税は、狩猟者の登録を受けることによって、狩猟ができる資格を得ることにかかる税金で、その収入は、鳥獣の保護や狩猟に要する費用に充てられます。また、産業廃棄物税は、資源循環型社会の構築を目指し、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるための税金です。

一方、使いみちが特定されていない普通税は、自動車税、個人県民税、個人事業税、法人事業税、不動産取得税などがあります。平成21年度の税制改正によって、自動車取得税と軽油引取税も、目的税から普通税へと改められました。

これら普通税は、使いみちが特定されていないため、教育、土木、福祉など様々な県が行う施策の財源となっています。平成24年度当初予算(一般会計)(案)において最も高い割合を占めるのは教育費で、約1,697億円(25.4%)を計上しています。次いで、公債費が約1,068億円(16.0%)となっています。

また、みなさんの安全で健康な生活に直接かかわる活動に使われるものとしては、民生費約937億円(14.0%)や警察費約377億円(5.6%)、衛生費約280億円(4.2%)などにも多く割り当てられています。なお、県民一人当たりの県の歳出は、約362,226円()となっています。

平成24年度の当初予算について、詳しくは総務部予算調整室のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/YOSAN/HP/yosan/h24gaiyo/indexH24.htm>

三重県の人口 推計1,847,879人(平成23年12月1日現在)

「差押強化月間中に納税率は上がっているのか」

〔回答〕

差押強化月間期間中に、預貯金・給与・自動車等の差押処分を1,836件(前年同期比17.8%増)執行し、徴収強化に取り組んだ結果、平成24年1月末時点で、平成23年度に課税された税額の99.2%が納付されました。また、この時点で滞納となっている自動車税は、約7.1億円(平成23年度課税にかかる滞納金額約2.4億円、昨年度までの課税にかかる滞納金額約4.8億円)となり、11月末時点より約2.3億円滞納を縮減しました。

「自動車税の納期を、ボーナスが支給された後の7月頃に出来ないか」

〔回答〕

自動車税の納期については、地方税法149条「自動車税の納期は、5月中において、当該道府県の条例において定める。」を受けて、三重県県税条例第128条第1項において、「自動車税の納期は、5月1日から5月31日までとする。」と定めております。ご理解いただきますようお願いいたします。

「県税事務所が何をしているところかわからない」

〔回答〕

県税事務所は、法律や条例に基づき、県税に係る課税・徴収の業務を行っています。県民の皆様身近なサービスとしては、納税証明書の発行や、各種申請の受付、納税相談等を行っています。皆様のお住まいの近くで行政サービスを提供できるよう、8つの県税事務所のほか、紀南県税課と自動車税事務所が設けられております。どうぞ、お気軽にご相談をお寄せください。

県内の県税事務所所在地については、「県税のページ」をご覧ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/list.htm>

今後、今回のアンケート結果を参考にしながら、有効な広報媒体を利用して、税に関する最新の情報、重要な情報を皆さんにお知らせしたいと思います。

県税についての詳しい情報は、「県税のページ」をご覧ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/>